

農林水産業体験事業に関するコーディネーター業務 委託業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務委託の概要

- (1) 業務委託名
農林水産業体験事業に関するコーディネーター業務委託
- (2) 業務内容
別添「農林水産業体験事業に関するコーディネーター業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに従うこととする。
- (3) 委託期間
契約締結日から令和8年3月13日（金）まで
- (4) 契約上限額
1,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (5) 費用分担
受託事業者が当該業務を実施するにあたり必要となる経費は、契約金額にすべて含まれるものとし、本市は契約金額以外の費用を負担しない。

2 スケジュール

- (1) 八代市ホームページでの公募開始 令和7年5月16日（金）
- (2) 質問書受付期限 令和7年5月23日（金）17時まで
- (3) 質問書に対する回答 令和7年5月27日（火）予定
- (4) 企画提案参加申請書等の提出期限 令和7年6月6日（金）17時まで
- (5) 書類審査 令和7年6月11日（水）予定
- (6) 選定結果通知及び結果の公表 令和7年6月中旬（予定）
- (7) 契約締結・業務開始 令和7年6月下旬（予定）

3 参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当しない者。
- (2) 令和6・7年度八代市競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、八代市から入札参加資格者指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 八代市契約等からの暴力団等排除措置に関する要綱（平成20年八代市告示第103号）第3条の規定に該当しない者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

- (6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) 国税、県税及び市町村税を滞納していないこと。

4 企画提案参加申請書等の提出

- (1) 提出期限：令和 7 年 6 月 6 日（金） 17 時まで（必着）
※ただし、土日祝日を除く。
- (2) 提出方法
持参または郵送とする。郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法とすること。
- (3) 提出書類
 - ①企画提案参加申請書（様式 1）
 - ②届出書（様式 2）
 - ③法人概要が分かる書類（任意様式）
 - ④納税証明書（証明可能な直近のもの、コピー可）
 - ⑤見積書（任意様式）
 - ア) 様式 A 4 サイズ片面とする。
 - イ) 記載事項 次に掲げる事項をすべて記載すること。
 - a) 見積年月日、見積書の有効期限、事業者の名称、所在地、代表者氏名及び連絡先（担当者の氏名及び電話番号）を記入し、代表者印を押印すること。
 - b) 業務ごとにかかる費用の額、総額、消費税及び地方消費税額、全ての業務にかかる費用の総額。なお、費用総額は契約金額の上限までとする。
- ⑥企画提案書 8 部（正本 1 部、副本 7 部）（任意様式）
 - ア) 様式
 - a) 表紙を付けること。
 - b) 表紙を除く総ページは 20 ページ以内とし、各ページの下部にページ番号を付すこと。
 - c) 書類は原則 A 4 サイズとする。
 - d) 文字の大きさは 12 ポイント以上とする。ただし、図・表中の文字はこの限りではないが、見やすい大きさにすること。
 - イ) 記載事項 次に掲げる事項をすべて記載すること。
 - a) 企業（団体）の概要
 - b) 類似業務実績（※実績がある場合のみ）
 - c) 別紙仕様書に基づく提案内容
 - d) 全体スケジュール

ウ) その他

今回の選定方法は、6 で記載するとおり企画提案書の書類審査により行う。そのため、選定委員会による質疑等は予定していないので、提案内容は疑問等が生じないように明確に記載すること。

提案者が八代市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない場合

【写し1部提出】

- ⑦提案日から3ヶ月以内に発行された商業登記簿謄本又は身分証明書及び印鑑証明書
- ⑧直近の財務諸表等

5 質問書の提出【任意提出】

- (1) 提出期限：令和7年5月23日（金）17時まで
- (2) 提出書類：質問書（様式3）
- (3) 提出方法：電子メールにて提出すること。
- (4) 質問書の回答方法
令和7年5月27日（火）に市のホームページに掲載する。

6 選定方法及び結果通知

「農林水産業体験事業に関するコーディネーター業務に係る公募型プロポーザル選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」において、企画提案書の**書類審査**を行うものとする。提出された企画提案書の内容を評価し、選定委員の評価点数の平均点が最も高い応募事業者を受託事業者として選定する。

(1) 審査形式（書類審査）

① 実施日

令和7年6月11日（水）（予定）

② 審査内容

選定委員会は、次項の評価項目に基づき提案内容の審査を行うものとする。合計得点の平均値が最も高い事業者を受託候補者として選定することとし、最高得点者が複数ある場合は、審査委員の協議により決定する。ただし、合計得点の6割を最低基準点とし、最低基準点に満たない者は選定の対象としない。

受託事業者として選定された事業者が契約を辞退した場合、または応募資格を喪失した場合は、審査会で順位付けられた上位の者から順に受託事業者として選定する。該当者がいない場合、再度プロポーザルを実施する。

③ 審査結果

審査結果は、令和7年6月中旬（予定）までに、応募事業者に文書で通知するとともに、市のホームページで公表を行う。

なお、審査結果の公表時には、最高得点者以外の応募者名は非公表とする。

(2) 評価項目と配点

項目		評価の視点
1	企画提案（70点）	農林水産業体験の内容について、地域特性を把握した上で、適切な提案となっているか
		業務の提案内容に独創性があるか
		その他業務の目的を達成するために有効な追加提案がなされているか。
2	業務遂行能力、業務実績、業務実施体制（30点）	本業務の目的を理解し、農林水産業体験セミナーやモニターツアーなどのコーディネーター業務の実施が可能となっているか
		類似業務について実績が豊富で、そのノウハウが本業務に活用されているか
		業務の実施体制や人員体制は十分なものとなっているか
		業務スケジュールは計画的で、委託者と連携を図りながら実施可能となっているか

7 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、選定対象から除外する。

- (1) 提出書類等の提出方法、提出先、提出期限が本実施要領に適合しないもの。
- (2) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (3) 契約上限額を超える提案があったもの。
- (4) その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不適当と認められたもの。

8 その他

- (1) 事前説明会は行わない。
- (2) 審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。
- (3) 本提案にかかる経費は応募事業者の負担とする。
- (4) 提案書提出期限後の書類の追加・修正・差替はできない。
- (5) 提出された書類は返還しない。
- (6) 提出された書類は、当該審査以外の目的で応募事業者に無断で使用しない。
- (7) 応募事業者が1者のみの場合でも審査は行う。

9 当該プロポーザルの担当部署（問い合わせ先）

八代市農林水産部フードバレー推進課

住 所：〒866-8601 八代市松江城町1-25 本庁舎4階

電 話：0965-33-8780（直通）

E-mail：food@city.yatsushiro.lg.jp

担 当：高野、窪田

10 添付資料・様式

- （1）農林水産業体験事業に関するコーディネーター業務委託仕様書
- （2）プロポーザル実施要領様式集（【様式1】～【様式3】）